



大浦包括だより



発行日：令和4年11月15日

発行責任者：長崎市大浦地域包括支援センター

高齢者を住宅火災から守ろう



火事が起こりやすい季節となってきました。
 近年の住宅火災による死者のうち**約7割が高齢者**です。
 亡くなった理由をみると、「熟睡している間に火が発生した」
 「体が不自由で逃げ遅れた」など「**逃げ遅れ**」が全体の約半数を占めています。



住宅防火いのちを守る10のポイント～4つの習慣、6つの対策～



4つの習慣

- ☑寝たばこは絶対にしない、させない
- ☑ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ☑コンロを使うときは火の側を離れない
- ☑コンセントはほこりを掃除し、
不必要なプラグは抜く



6つの対策

- ☑ストーブやコンロ等は安全装置が付いたものを使用
- ☑火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換
- ☑整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用
- ☑消火器等を設置し、使い方を確認
- ☑避難経路と避難方法を常に確保し備える
- ☑防災訓練への参加、戸別訪問などにより、
地域ぐるみの防火対策を!!



長崎市では『**高齢者安心火災警報器給付事業**』を実施しています

高齢者安心火災警報器とは…

火災警報器と屋外ブザーが一緒になった装置のことです。
 火災発生時に、部屋に設置した住宅用火災警報器からの警報を受信し、同時に屋外へ設置した警報ブザーが音を発し、火災発生を屋外へ知らせることができる仕組みとなっています。

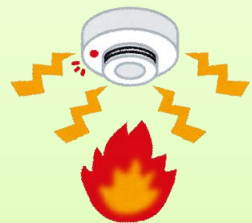
【対象者】

一人暮らし等で心身の機能の低下により、防火の配慮が必要な高齢者等
 ※ただし、ご本人を含む世帯全員の市民税は非課税であることが要件

【設置費用】

無料

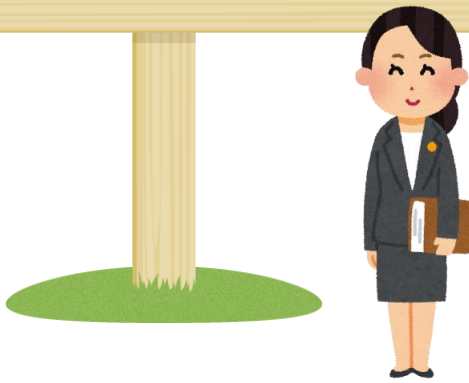
※警報ブザーを屋外設置するため、壁に穴をあける電気配線工事が必要となります。
 標準工事費を上回る場合は自己負担が生じます。



高齢者のための電話相談

長崎県弁護士会では、遺言、相続、消費者被害など幅広い法律相談を電話で受けています。気になることがあれば、気軽に相談してみてください。

長崎県弁護士会 ☎電話 824-3903



対象：原則として65歳以上の方。
ただし相談内容が成年後見や介護事故、高齢者虐待等の「高齢者の福祉」に関する相談は、ご家族からの相談も可。

受付：毎週木曜日10時～16時
(年末年始・祝日等を除く)

方法：長崎県弁護士会に申込の電話をした後、その日のうちに担当弁護士から折り返しの連絡があります。

高齢になっても、認知症になっても

安心して暮らせる町を目指そう！

北大浦地区地域ケア推進会議で作成された『高齢者見守りシート』を使って住みよい町を目指しましょう。高齢者見守りシートは大浦地域包括支援センターで配布中です。



一部抜粋

みなさんのまわりに困っている方はいませんか？声をかけあって、いつまでも安心して暮らせる地域を目指していきましょう。

虐待かな？

- 「生きるのが辛くなった」「家にいたくない」と訴える
- 身体や顔にあざがある
- 家族がいるのに「お金がない」、「家族が無心に来る」と言う
- 痩せてきている
- 爪や髪が伸びている、いつも同じ服を着ているなど身なりが汚れている
- 怒鳴り声をする
- 訪問時に本人と面会させてくれない
- 家族の顔色をうかがいながら話をする



地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。ご自身やご家族のこと、近隣の方のことでの悩みや疑問、相談ごとがありましたら、お気軽にお問い合わせください。



長崎市大浦地域包括支援センター
電話 818-8311

〒850-0922 長崎市相生町1-17 メイト田中202号

